

【2025年5月7日発行】

=====

■ 人事労務マガジン／定例第175号 ■

=====

-----

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

-----

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 建設キャリアアップシステム等活用促進コースのご案内  
建設現場で働く従業員の処遇を改善した場合、最大160万円を助成します
2. 男女間賃金差異の要因を分析し、女性の活躍推進に取り組みましょう  
男女間賃金差異分析ツールをご活用ください
3. 育休中等業務代替支援コースのご案内  
両立支援等助成金で育児を行う労働者の業務を代替する体制整備を支援します
4. 事業主・人事労務ご担当者の皆さまへ  
令和7年度「仕事と育児・介護の両立支援」セミナーを開催します
5. 「仕事と育児・介護の両立」のために無料の支援をご活用ください  
企業の実情に合った具体的なお提案や雇用環境整備についてアドバイスを行います

---

**【トピック1】建設キャリアアップシステム等活用促進コースのご案内**  
建設現場で働く従業員の処遇を改善した場合、最大 160 万円を助成します

---

建設キャリアアップシステム(CCUS)を活用して、従業員の処遇改善に取り組む中小建設事業主の皆さまを支援するため、「人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステム等活用促進コース」の受け付けを4月から開始しています。

**【人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステム等活用促進コース】**

・助成対象者: 中小企業の建設事業主

・支給要件:

①雇用する全ての建設現場で働く従業員について、CCUSへの登録を行うこと

②CCUS のレベル判定で、レベルが上がった従業員の賃金を5%以上増加させること

・助成額: 支給要件を満たした従業員1名につき 16 万円

・助成上限額: 一事業年度あたり 160 万円(16 万円×10 名)

中小建設事業主の皆さま、この機会にぜひ CCUS を活用して従業員の処遇改善に取り組みませんか？

詳細はリーフレットをご覧くださいか、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。

■人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステム等活用促進コースのご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001471464.pdf>

■都道府県労働局問い合わせ先一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001455534.pdf>

---

**【トピック2】男女間賃金差異の要因を分析し、女性の活躍推進に取り組みましょう**  
男女間賃金差異分析ツールをご活用ください

---

厚生労働省では、中小企業における男女間賃金差異の課題・要因分析を支援するため、「男女間賃金差異分析ツール」を公開しています。

このツールでは、自社の労務管理の基本データを入力することで、同業種・同従業員規模の企業平均のデータと比較し、自社の女性の活躍に関する強みや課題を明らかにすることができます。

また、男女の賃金の差異が生じる要因・課題に応じた雇用管理の見直しに係るアドバイスが得られます。

企業における女性の活躍推進への取り組みに、ぜひご活用ください。

【詳細はこちら】

男女間の賃金差異解消に向けて 厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku09/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku09/index.html)

---

【トピック3】育休中等業務代替支援コースのご案内

両立支援等助成金で育児を行う労働者の業務を代替する体制整備を支援します

---

厚生労働省では、仕事と育児・介護等を行う労働者の雇用継続を図るための就業環境整備に取り組む事業主に両立支援等助成金を支給しています。

その中の育休中等業務代替支援コースは、育児を行う労働者の業務を代替する体制整備を支援します。

例えば以下の場合に利用できます。

- ・育児休業を取得した労働者や育児のための短時間勤務制度を利用した労働者が行っていた業務を代替した労働者に手当等を支払った場合
- ・育児休業を取得した労働者が行っていた業務を代替する労働者を新規に雇い入れた(新規の派遣受入れを含む)場合

労働者が職場へ気兼ねなく育休を取得できるよう、ぜひ本助成金をご活用ください。

【両立支援等助成金の詳細はこちら】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

---

【トピック4】事業主・人事労務ご担当者の皆さまへ  
令和7年度「仕事と育児・介護の両立支援」セミナーを開催します

---

改正育児・介護休業法と改正次世代育成対策推進法が今年4月1日から施行されます。改正法に沿った雇用管理のため、ぜひセミナーにご参加ください。

本セミナーでは円滑な育児・介護休業の取得、職場復帰の促進や介護離職防止、また改正法について資料を基にわかりやすく説明します。

以下の日程でWEBセミナーを実施します。

【開催日程】

仕事と育児の両立支援セミナー(オンライン開催:Zoom ウェビナー)

5月21日(水)

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/9545>

6月13日(金)

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/9551>

仕事と育児・介護の両立支援セミナー(オンライン開催:Zoom ウェビナー)

6月5日(木)

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/9549>

6月18日(水)

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/9554>

仕事と介護の両立支援セミナー(オンライン開催:Zoom ウェビナー)

5月27日(火)

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/9547>

6月24日(火)

申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/9556>

開催予定:育児・介護伴走型セミナー

6月12日(木)

会場未定(東京都内)詳細が決まり次第、本事業ウェブサイトにて公開します。

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

Tel:03-5542-1740

-----  
【トピック5】「仕事と育児・介護の両立」のために無料の支援をご活用ください  
企業の実情に合った具体的なご提案や雇用環境整備についてアドバイスを行います  
-----

「仕事と育児・介護の両立支援」について、個別に相談したい事業主や企業の人事労務ご担当者様にお知らせです。

社会保険労務士や中小企業診断士などの資格を持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が無料でご支援を実施します。

育児支援実績 全国 11,100 社以上(平成 26 年度～令和6年度)

介護支援実績 全国 5,000 社以上(平成 28 年度～令和6年度)

【無料個別支援のお申し込み】

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」公式ウェブサイトよりお申し込みください。

育児 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

介護 <https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

Tel:03-5542-1740